

愛知県立大学長久手キャンパスプール利用心得

- 1 本学長久手キャンパスの体育施設の内、プールの利用については、別に定めるもののほか、この心得を守らなければならない。
- 2 プールを利用できる者は、本学の学生、教職員で、定期健康診断の結果異常の認められなかった者で、現在健康な者に限る。
- 3 プールを使用するときは、事故防止のため必ず3名以上で使用する。ただし、監視員の監視の下で使用する場合は、この限りでない。
- 4 プール利用者は次の各事項を遵守すること。
 - (1) 遊泳中は必ず水着を着用し、水泳帽子をかぶること。
 - (2) 飛び込み、潜水はしないこと。
 - (3) 施設内は土足で立ち入らないこと。
 - (4) 遊泳前には必ずシャワーで身体を洗い、十分な準備運動を行って入水すること。
 - (5) 泳中に身体の不調をきたしたときは、直ちに遊泳を中止し適切な処置をとること。
 - (6) 施設内での飲食・喫煙は禁止する。
 - (7) プール内は、タオル等水を汚濁するおそれのある物を持ち込まないこと。
 - (8) 施設内はガラス製品等の危険物を持ち込まないこと。
 - (9) 貴重品は、必ず各自で管理すること。
- 5 次の者はプールの使用の禁止、又は使用の許可の取消しをする。
 - (1) 伝染病患者及び身体不調の者
 - (2) 他人の迷惑となる行為、その他危険な行為をした者。
 - (3) 飲酒した者
- 6 プール利用者は、施設を退場するときは必ずプール内等を点検すること。

経 過

平成21年4月1日制定

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行する